

『ぜん息患者の医療費救済』制度を求めて

国会通信

【発行】

全国公害患者の会連合会

東京都新宿区新宿2-1-3

サニーシティ新宿御苑 10階

TEL 03-3352-9475

FAX 03-3352-9476

国は医療費救済制度創設の決断を！

全国公害患者の会連合会を先頭に東京、千葉、埼玉、川崎、横浜、名古屋、大阪の未救済患者98人が、環境省と自動車メーカー7社を被申立人として公害等調整委員会に「公害調停」の申立て（2月18日）を行いました。

申立の趣旨は、①ぜん息患者の医療費救済制度の創設、②自動車メーカーはその社会的責任において、相応の財源拠出を行うことを求めています。

昭和63年（1988年）国は、全国41の公害指定地域を解除し、新規のぜん息患者の救済の道を閉ざしました。指定地域が解除されたからと言って、自動車排出ガスによる大気汚染公害がなくなったわけではありません。大気汚染の状況は、依然として深刻な状況にあり、ぜん息患者も発生しています。

指定地域解除後、自治体独自でぜん息患者の医療費救済制度を実施したのは、川崎市（平成19年）と東京都（平成20年）です。二つの自治体で現在、制度を適用されている患者は、82,106人（東京74,672人、川崎7,434人）です。他方、ぜん息患者の医療費救済制度は自治体任せにできる課題ではありません。

西淀川、川崎、尼崎、名古屋、東京の大気汚染公害訴訟判決で道路公害（＝自動車排出ガス公害）の国の責任が明らかになっています。私たちは、ぜん息患者の医療費救済制度を、国の責任で一日も早く創設する必要があると考えています。

JR川口駅頭宣伝で「力になれることありますか」と激励

3月13日（水）、JR川口駅で首都圏共同宣伝を行いました。埼玉での初めての宣伝で、1時間余りでビラがすべて配布されました。この日は天気も良く、たいへん受け取りが良く、ビラ配りをしている患者に「ぜん息患者が、増えているんですか。何かお手伝いできることは・・・」など声をかけてくれる方や「昨年、全会派一致で埼玉県議会から国に対し、ぜん息患者の医療費救済制度の創設を求める意見書」が提出したことを訴えると、「えっ」とびっくりしながらビラを受け取っていかれる方もいました。埼玉行動は、大成功を収めました。

